

## 1 前々回(第7回)会議における主な意見

- 市町村の主体性の観点から、近隣するところ、離れた場所とのネットワークなど、多様な形態で市町村が主体的に水平補完に取り組むべき。
- 市町村の状況に応じた取組という観点から、市町村の強み、弱みを踏まえ、これらを補うように、取り組むべき。
- 必要な行政サービスの提供の観点から、住んでいる地域によって、受けられるサービスの差が生じないよう取り組むべき。
- 事務の効率化の観点から、市町村で共通する事務を対象とし、経費の節減や新たな需要に対応していくべき。

## 2 前回(第8回)会議における主な意見

### (1) 市町村の水平補完(共同処理)の取組

- 市町村を取り巻く状況の変化に対応するため、水平補完(共同処理)に積極的に取り組むべき。
- 市町村の財政が硬直化し、本来やらなければならない部分を切り詰めている状況にあり、市町村毎に行政サービスの格差が生じる恐れがあることから、具体的な検討を行うべき。
- 地域の実態や実情に応じて多様な形態で共同処理を行っていくべき。

### (2) 県の役割

- データや活用事例などを示すなど、市町村の動機付けや、検討のための素材を提供していくべき。
- 市町村が最適な共同処理方式を選択できるよう、それぞれの方式のメリット、デメリットを示していくべき。
- 市町村の水平補完(共同処理)を進めるための支援のあり方を検討すべき。

### 【再掲】市町村を取り巻く近年の状況の変化

- ・社会構造の変化への対応
- ・地方分権の進展に伴う役割の増大
- ・厳しい財政運営
- ・人口減少に伴う職員の減少
- ・国の市町村合併に対する姿勢の変化

将来にわたって住民サービスを維持していくため、事務処理の効率化が必要。

その方策の一つとして、「水平補完(共同処理)の活用」

## 3 水平補完(共同処理)のあり方

今後の水平補完(共同処理)のあり方として、次のようなことが考えられる。

- (1) 今後とも、住民へ必要かつ最適な行政サービスを提供するための水平補完(共同処理)の推進。
- (2) 水平補完(共同処理)による専門性の維持・向上、行政コストの縮減や社会経済状況の変化に伴う新たな行政ニーズなどへの対応。
- (3) 市町村の財政状況や執行体制を踏まえた検討・協議。
- (4) 市町村の検討・協議についての県の必要な支援。

## 4 水平補完(共同処理)の進め方(案)

### (1) 基本的な考え方

水平補完(共同処理)を進めるため、各市町村の実情や地域の状況、これまでの共同処理の実績などを踏まえ、早急に検討することが必要と考えられる。

#### 【主な検討・協議事項】

- 共同処理する事務の内容
- 市町村の構成
- 共同処理方式 など

### (2) 県の支援

県の役割である「連絡調整機能」として、市町村と連携・協働の上、次のような支援を行っていく必要があると考えられる。(※事例1参照)

#### 【県の支援例】

- 各種データの提供
- 本県や他県における共同処理事例の紹介
- 地域の実情に応じた構成市町村案の提案
- 既存の共同処理機関の活用を含めた共同処理方式の助言
- 規約の策定支援 など

なお、他県では、県と市町村による共同処理の先進事例があり、相乗効果が期待できる分野(事務)によっては、県も構成団体となることが想定される。(※事例2参照)

### (3) 検討・協議の場

水平補完(共同処理)の検討・協議をどのような場で進めていくことが適当か。

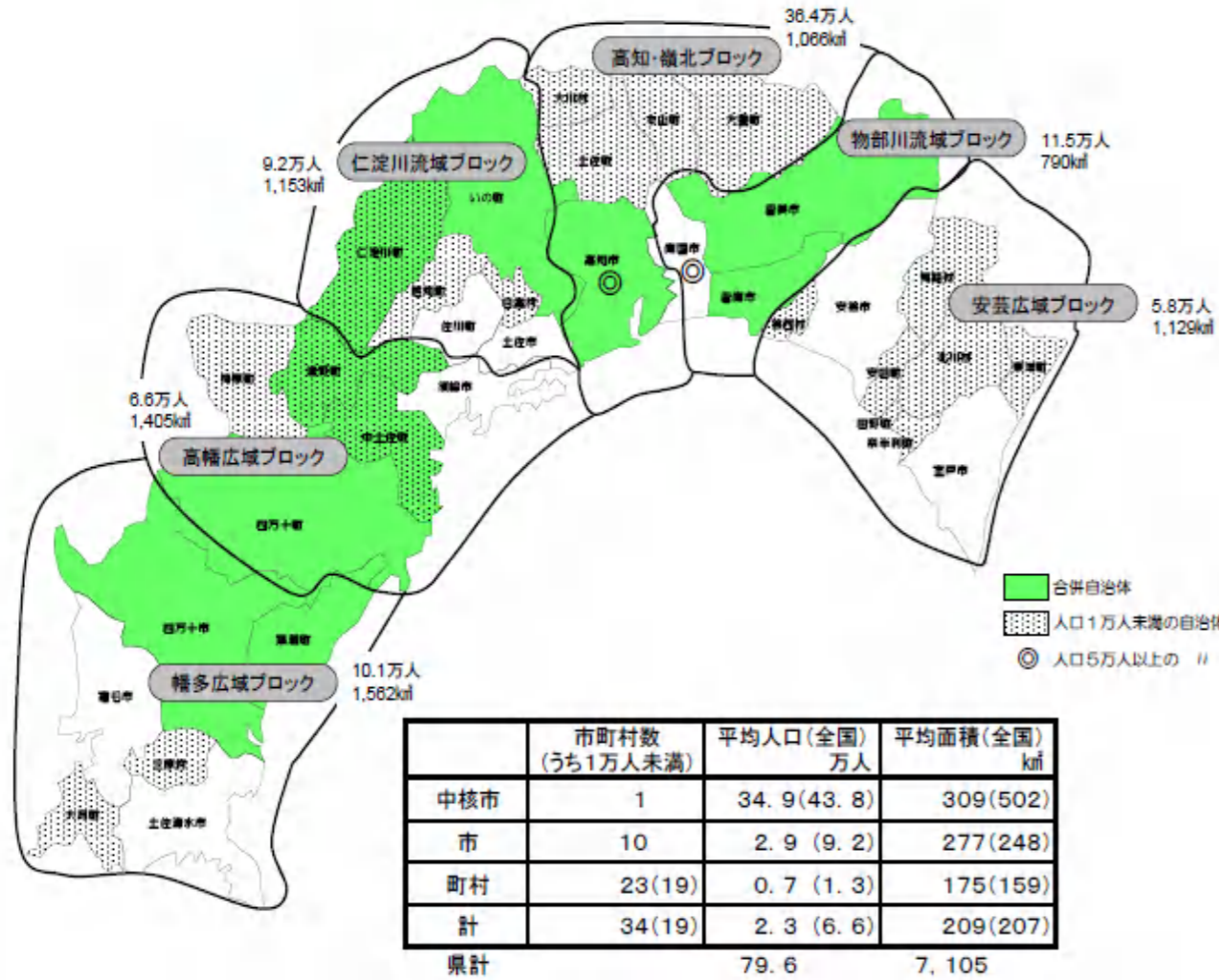
- [例の1] 市町村で構成する既存の組織(地域協議会、地域連絡会議等)
- [例の2] 市町村と県(振興局)が共同で設置する政策調整会議
- [例の3] 市町村と県で新たに設置する研究会等
- [例の4] その他

# 事例1 共同処理の検討の仕組み

## (高知県の例)

(出典:総務省地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会資料から抜粋)

図 高知県の市町村及び広域ブロックの状況



- 全国に先行して人口減少、少子高齢化が進行。  
(市町村の平均人口は2.3万人で、全国平均の約1/3)
- 県土の大半が中山間地域で、広い面積の中に集落が点在。  
現在の県と市町村の形や仕事の進め方によっては、将来にわたって基本的なサービスを維持していくことのできない地域がでてくる懸念。
- 将来的に広域でまとまっていくべき、という声は多いものの、今、合併議論という状況にはない。

### 2 広域的な行政の仕組みづくり

- 県内の6ブロックで、市町村と一緒に、将来を見据えながら基本的なサービスを守っていく広域行政の仕組みづくりに取り組んでいる。

- 県全体での広域化 --- 国民健康保険、消防本部
  - 各ブロックでの広域化 --- 教育委員会、介護保険、保健福祉サービス\*、税務事務 など
- \* 定住自立圏構想への取組 --- 幡多地域ほか

※保健福祉サービスの共同処理については、別紙のとおり。

- 目指すのは、保健や福祉、教育など、基本的なサービスについて、将来にわたって維持していける仕組みをつくる。

### 3 広域化(共同処理)の検討状況

区分	H20までの検討状況・検討の視点	H21の取組
国民健康保険 (全部のブロック)	<p>H19.11県が、市町村の協力を得て「国民健康保険事業の事務の広域化について」を取りまとめ、市町村での研究検討のたたき台として提示。</p> <p>⇒ 国保の広域運営(広域連合方式)が望ましい。 この場合の具体的な課題と対策の検討を投げかけ。 (想定される効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務処理の効率化、スリム化(職員数▲58名)</li> <li>○ 電算システムの改修経費の大幅な節減</li> <li>○ 保険運営の安定化</li> </ul> <p>【対応等】 市町村が保険運営や住民負担等の現状・課題について、情報共有しながら意見交換を実施。 (例えば)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険料に大きな差(年41千円から～91千円まで)</li> <li>○ 市町村独自の医療費助成にも違い(中学校卒業まで助成しているところも)</li> </ul>	<p>都道府県単位で広域化された場合を想定し、市町村実務者レベルの勉強会を立ち上げ、課題を再整理中。</p> <p>賦課方法や運営体制、単独事業などについて、後期高齢者医療広域連合の検証等を通じて、課題等を検討・整理。</p>
介護保険 (物部川ブロック)	<p>現状や課題を踏まえながら、広域化による可能性などを検討。</p> <p>【検討の視点】 効率化によって生み出した余力を、条件不利地域への対応などに活かす。</p> <p>【検討の中で見えてきた可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険事務 ⇒ 共同処理による組織のスリム化や専門化</li> <li>○ 認定審査会 ⇒ 共同設置による迅速な審査決定</li> <li>○ 地域包括支援センター ⇒ 各センター業務の技術的なサポートセンターの共同設置や広域での人づくり</li> </ul>	<p>「共同での人づくり」という視点から、3市が連携した事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アドバイザー(弁護士等)の共同配置による支援センターのサポート</li> <li>○ 合同研修の開催 など</li> </ul> <p>電算システム統合の可能性や県からの権限移譲への対応なども含め、検討を継続。</p>
教育委員会 (安芸・嶺北ブロック) ※県教委の参画あり 上記以外のブロックでも意見交換等を実施	<p>H20.2市町村教育委員会連合会が設置した「市町村教育委員会在り方検討委員会」が、教育委員会の広域化について報告書を取りまとめ。</p> <p>⇒ 「教育委員会の広域化の議論は避けて通れない」との認識。</p> <p>【広域化による可能性】 適材適所の人事異動や教員の指導力向上に向けた研修の実施、教育研究所等の共同設置の可能性等。</p> <p>【課題】 教委の広域化が市町村合併より先行する場合、市町村のまちづくりと学校教育、社会教育等をどうマッチさせるか。など</p> <p>【検討の方向性】 単なる教育委員会の広域化の有無ではなく、「地域の様々な教育課題等に連携してどう対応していくか」という視点を重視して検討を継続。</p> <p>(例えば)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員の指導力向上に向けた合同研修の実施</li> <li>○ 教育研究所の共同設置</li> <li>○ 学校事務の共同化 などについて可能性等を議論</li> </ul>	<p>安芸ブロック(中芸地域) 「中芸地区教育研究会」の設置(規約を定めて教職員研修を合同実施)</p> <p>嶺北ブロック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校事務の共同化</li> <li>○ 合同教員研修の教科等の拡大</li> </ul>

※ 上記のほか、権限移譲への広域的な対応、租税債権管理機構の設立、税務事務の共同化などが検討されており、内容に応じて、県も参画している。保健福祉サービスについては、中芸地域でH21から実施されている。



1 現状

(1) 保健福祉事務の拡大

従来業務に加え、特定検診・保健指導や障害者自立支援、要援護児童への対応、新たな感染症に対する健康危機管理など、市町村の保健福祉業務は急速に拡大、増加。

(2) 保健福祉事務の核となる保健師の状況

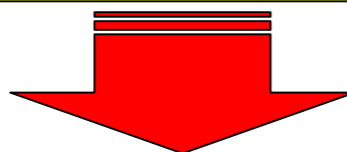
5町村の保健師10人のうち、6割が20～30歳代。若い保健師が多く、各町村1～3人体制であり、産休、地域包括支援センターへの派遣も必要。

(3) これまでの共同処理の状況

- 介護保険、地域包括支援センターの設置。(広域連合事務)
- H9から1歳6か月児・3歳児検診を、H18から乳児検診を共同処理。

2 課題

- 現体制では、単独の町村で健康課題に対応した取組が困難。
- 業務が増大する一方、限られた人員体制では地域課題への対応、サービスの質の向上が不十分。
- 専門的ニーズや新たなニーズへの対応。
- 産休や育休もあり、人材確保が難しい一方、若い保健師の育成体制の整備が必要。
- 行政改革に対応した効率的な組織体制による運営が急務。



保健師等の専門職を広域で活用する仕組みが必要

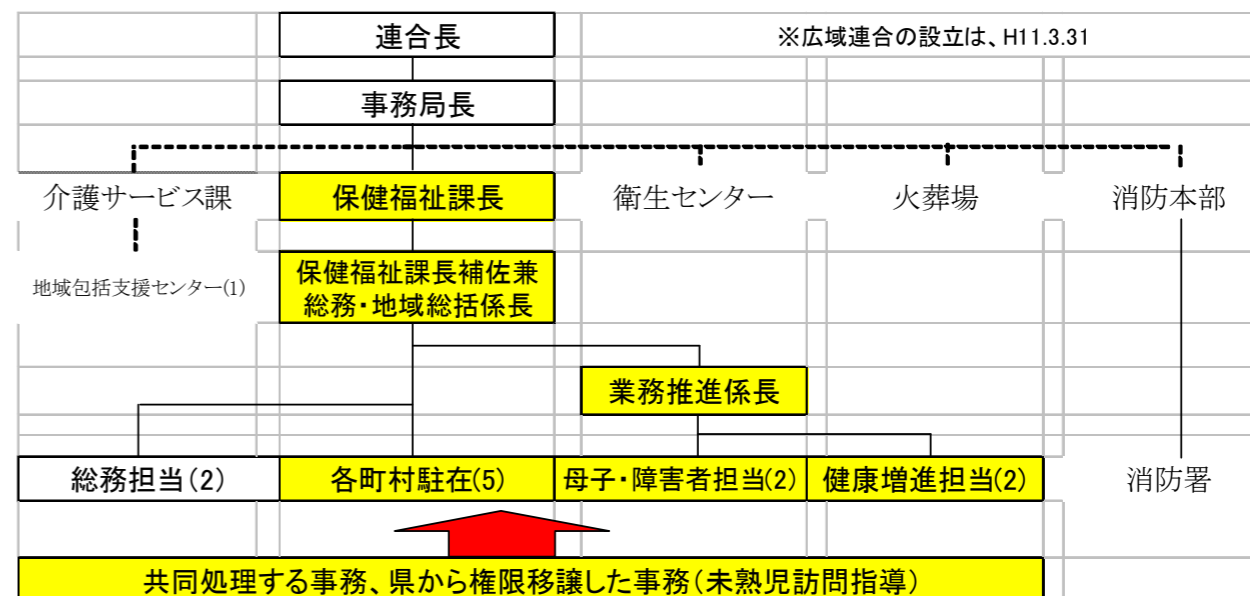
保健師等の配置状況(H20年度)

区分	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村	計
人口(H17国調)※1	3,727	3,236	3,297	1,478	1,170	12,908
高齢化率	36.0%	32.4%	35.2%	38.2%	32.9%	34.9%
面積(Km <sup>2</sup> )※2	28.32	6.56	53.03	196.18	165.52	449.61
保健師総数(①+②)	2	2	2	2	2	10
町村プロパー①	2	1	1	1	1	6
定数	2	2	3	2	1	10
うち産休			▲1	▲1		▲2
派遣(包括)		▲1	▲1			▲2
県派遣保健師②		1	1	1	1	4 (H20年度まで)
看護師	1					1
栄養士	1	1				2
計	4	3	2	2	2	13

※1 当該広域連合の管内人口は、本県の田野畑村4,072人、普代村3,150人、野田村4,936人、合計12,159人と同程度。

※2 当該広域連合の管内面積は、本県の金石市(441.39km<sup>2</sup>)、葛巻町(434.99km<sup>2</sup>)と同程度。

3 組織体制(H21.4～)



※1 網掛けが、保健福祉事務に関する共同処理の組織。

※2 広域連合に派遣された町村職員は、各町村の職員を併任。

4 広域連合で共同処理する事務(66事務、H21年度～)

母子保健	健康増進	障害者福祉	高齢者福祉
妊娠届 乳幼児健診 子育て相談 思春期相談 予防接種 子育て支援 要保護児童への対応	健康相談・難病相談 がん検診 健康診査 食育 食改協事務局	障害者自立支援法 ・自立支援医療 ・介護・訓練等給付 ・補装具給付 ・住宅改造支援 ・地域生活支援事業 特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 居場所づくり・就労支援	介護予防 介護相談 介護保険

※下線の事務は、県と市町村が共同処理する「協議会」の事務。

【参考】県との協議会の設置

【広域連合と県の協議会】

当該広域連合は、県と次の事務について、地方自治法に規定する「協議会」を設置。県職員1名派遣あり。

- 母子保健に関する知識の普及
- 要保護児童発見者からの通告受理事
- 精神障害者についての正しい知識の普及
- 発達障害者の家族への支援

## 事例2 県と市町村の共同処理

### 京都府の例

#### 地方税機構(広域連合)の設立

名称	京都地方税機構
設立	H21.8(設立準備は、H19.5～)
構成団体	京都府及び市町村(京都市を除く)
設立の目的	①滞納整理、②賦課徴収事務、③電算システムの共同化(①から順次実施)
共同処理する税・業務	○市町村税及び府税の全税目(国民健康保険税(料)を含む)の滞納整理 ○構成団体職員に対する賦課徴収業務に関する研修 ○賦課徴収業務に関する構成団体からの相談及び支援 ○電算システムの整備に関する事務
所管区分	○滞納額合計500万円以上は、「広域連合本部」の「特別機動担当」が処理 ○滞納合計額500万円未満は、「地方事務所」で処理 ○地方事務所では、100万円～500万円未満は、「大口担当」が所管し、100万円未満は、「地域担当」が所管
執行体制	<p>広域連合議員定数 32人 (内訳) 京都府議会議員 6人 宇治市議会議員 2人 他の市町村議会議員1人</p> <p>選挙管理委員 4人 監査委員 2人</p> <p>【地方事務所 仮称】 京都東地方事務所 京都西地方事務所 京都南地方事務所 相楽地方事務所 山城中部地方事務所 乙訓地方事務所 中部地方事務所 中丹地方事務所 丹後地方事務所</p>
負担金	京都府:京都市内の地方事務所の賃貸料、派遣職員の人件費 市町村:市町村割人件費、人口割、税収割、滞納繰越額割

※京都府では、国民健康保険は、都道府県が担うべきとの意見を公表している。

### 秋田県の例

#### 県と市町村の共同処理(県・市町村機能合体の取組)

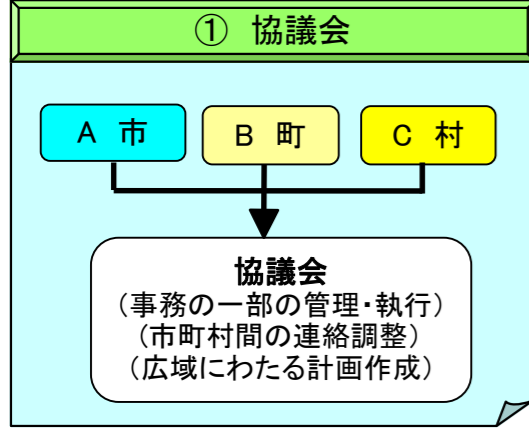
<p><b>1 機能合体の趣旨</b> 機能合体とは、県・市町村が連携し、又は一体化して処理に当たるとをいい、住民サービスの向上、事務事業の効果的・効率的実施、行政コストの縮減等を図る観点から、双方合意の下に推進。</p> <p><b>2 機能合体の形式</b> (1) 県・市町村が協定等を締結し、双方の職員が同一の事務事業に従事するもの (2) 県・市町村が協議会等の組織を設立し、当該組織に職員を派遣して共同処理を行うもの (3) 地方自治法に規定する地方公共団体相互間の協力の形式又は特別地方公共団体の設置によるもの (4) その他県・市町村の連携・一体化に有効なもの</p> <p><b>3 機能合体の推進</b> 県・市町村は、1に掲げる趣旨に沿って、随時、機能合体による事務事業、その形式等について提案できるものとし、合意した場合は、それに係る書面を作成。</p> <p><b>4 機能合体に係る経費負担</b> 機能合体に伴う経費の負担については、県・市町村等が協議し決定。</p>
---

協働する分野	取組の方向性	期待する効果
観光振興業務	・地域観光振興連絡協議会(仮称)の設置。 ・魅力づくり、ホスピタリティー向上等に関する事業のモデル実施。 ・将来的には、共同組織の設置。	効果的、効率的な事業の展開 事業メニューの拡大 など
地方税徴収対策	地方税滞納整理機構(仮称)の設置。	職員の意識・資質の向上 滞納額の縮減 など
保健福祉関係相談業務	市町村と県の相談機関をWEB会議システムで結び、ワンストップ化。	市町村での相談業務のワンストップ化 相談体制の強化 など
消費生活相談	・県北・沿岸に県が相談サブセンターを新設。 ・市町村職員研修の受入。	身近な市町村での相談体制の確立 市町村の能力向上 など
職員研修	・「研修に関する協議会」の設置。 ・県、市町村合同研修の企画	スケールメリットを活かした効果的な研修 自治体職員の能力向上、情報共有 など
下水道事業	・生活廃水処理事業連絡協議会(仮称)の設置。 ・単独下水道を流域下水道へ接続。 ・汚泥処理の一体化。	市町村下水道経営の効率化 生活環境の向上、水質改善 など
道路の維持管理 (除排雪、パトロール)	・道路維持管理連絡協議会(仮称)の設置。 ・道路管理区分にとられない維持管理。	除排雪の合理化、効率化 維持管理機能の強化 など



# 地方自治法による事務の共同処理等の制度概要

参考



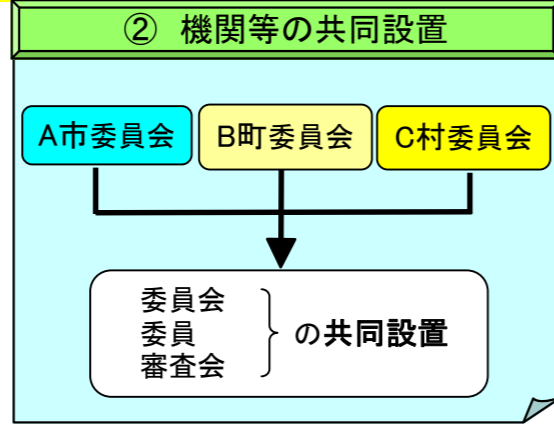
**【根拠法令】**  
地方自治法第252条の2～第252条の6

**【制度概要】**  
協議により設置される組織。法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。  
①「管理執行協議会」  
②「連絡調整協議会」  
③「計画作成協議会」の3種類がある。

**【財源】**  
関係団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

**【主な活用状況】**  
・地域開発  
・教育  
・水道 など

**【制度活用の留意点等】**  
・設立が簡便である一方、責任の所在が不明確となる場合がある。  
・意見調整が難しい場合がある。



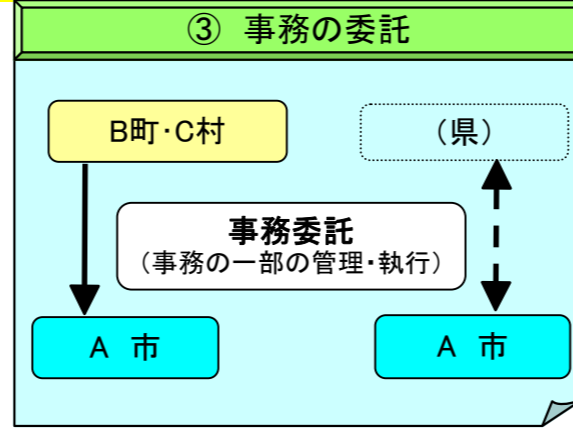
**【根拠法令】**  
地方自治法第252条の7～第252条の13

**【制度概要】**  
委員会、委員又は執行機関の附属機関・専門委員を共同して設置。共同設置した機関は、各団体の共通の機関としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、それぞれの団体に帰属。

**【財源】**  
関係団体が負担し、規約に定める団体の歳入歳出予算に計上する。

**【主な活用状況】**  
・介護保険認定審査  
・障害区分認定審査  
・公平委員会 など

**【制度活用の留意点等】**  
・指揮命令系統が不明確となる場合がある。  
・法律上の規定が不明確な事項がある。  
(例) 事務局設置の可否、監査委員数等



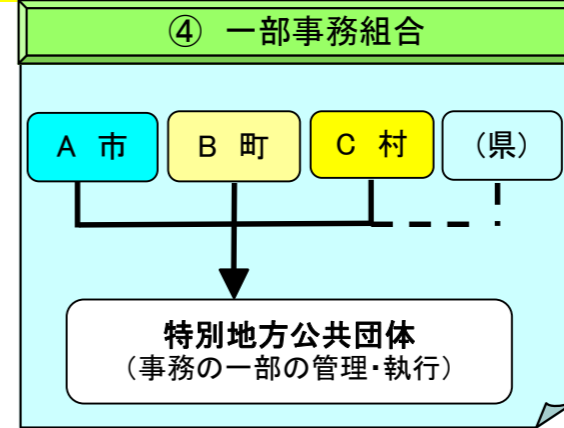
**【根拠法令】**  
地方自治法第252条の14～第252条の16

**【制度概要】**  
事務の一部の執行管理を他の団体に委託。受託した団体の事務の処理が、委託した団体の管理執行と同様の効果を生ずる。法令上の責任は、受託した団体に帰属し、委託した団体は、事務の執行管理権限を失う。

**【財源】**  
委託団体が委託費を受託団体に支出し、受託団体の予算に計上する。

**【主な活用状況】**  
・ごみ処理、し尿処理  
・消防・救急  
・公平委員会 など

**【制度活用の留意点等】**  
・委託団体から意見が言いにくい場合がある。



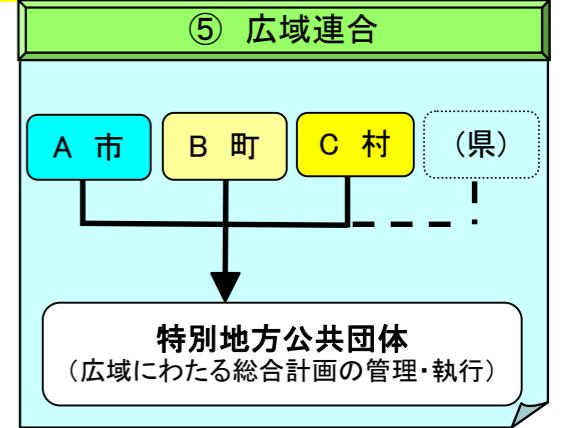
**【根拠法令】**  
地方自治法第284条～第291条

**【制度概要】**  
事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体。共同処理される事務は、関係団体の権能から除外され、引き継がれる。

**【財源】**  
負担金、手数料、その他(地方債など)  
※ 税による収入はなし。地方交付税は、構成団体に対して交付。

**【主な活用状況】**  
・ごみ処理、し尿処理  
・消防・救急  
・退職手当、公務災害 など

**【制度活用の留意点等】**  
・機動的な意思決定が難しい場合がある。  
・住民から間接的である。



**【根拠法令】**  
地方自治法第291条の2～第291条の13

**【制度概要】**  
広域にわたり処理することが適当な事務に関して、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり、総合的かつ計画的に処理するために設ける特別地方公共団体。共同処理される事務は、関係団体の権能から除外され、引き継がれる。

**【財源】**  
負担金、手数料、その他(地方債など)  
※ 税による収入はなし。地方交付税は、構成団体に対して交付。

**【主な活用状況】**  
・ごみ処理、し尿処理  
・消防・救急  
・介護保険 など

**【制度活用の留意点等】**  
同左

**【参考】一部事務組合と広域連合の主な相違点**

区分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	特別地方公共団体	同左
構成団体	県、市町村(複合的一部事務組合は、市町村のみ)	県、市町村
設置の目的等	構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国等からの権限移譲の受入体制を整備
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合は、構成団体の全てに共通する事務でなくてもよい	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもよい
国等からの事務移譲等	—	・国又は県の権限に属する事務を直接、移譲することができる ・国又は県の権限に属する事務の一部を処理できるよう要請することができる
構成団体との関係	—	・構成団体に規約の変更を要請することができる ・広域計画を策定し、その実施を構成団体に勧告することが可能 ・国の地方行政機関、県、地域の公共的団体等で構成される協議会を設置可能
設置の手続	関係団体が、規約を定め、総務大臣又は県知事の許可を得て設置	同左
直接請求	法律に特段の規定はない	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度 ・広域連合に対し規約の変更を構成団体に要請するよう求めることができる
組織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合は、管理者に代えて理事会の設置が可能	議長—長(執行機関)
議員等の選挙方法等	規約の定めるところにより、選挙又は選任	直接公選又は間接選挙